



山形県交通安全シンボルマーク



令和7年度

飲酒運転撲滅・ 冬の交通安全県民運動 実施要綱



実施期間 12月11日(木)～12月20日(土)

交通安全「互いに守る 思いやり」県民運動

飲酒運転は犯罪です!!!

飲酒運転は重大な事故を起こしかねない危険な行為です!

酒酔い運転
5年以下の懲役・100万円以下の罰金
違反点数35点
免許一時的取消

酒気帯び運転
3年以下の懲役・50万円以下の罰金
違反点数25点
免許停止

車両・酒類提供、同乗の禁止
飲酒運転をするおそれのある者に車両・酒類を提供した者、同乗させる者に同罪に処せられ、罰金に処せられます。

飲酒の機会がある時は? 公共交通機関、タクシー、代行車、宿泊施設などを利用しましょう。また、自転車等で仲間と飲食店などへ行く場合に、飲酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が仲間を自宅まで送り届けましょう。

飲酒運転をしない! させない! 許さない!
山形県・山形県交通安全対策協議会

自転車のスマホ・酒気帯び 罰則強化

ダメ!! ながらスマホ

ダメ!! 酒気帯び運転

令和6年11月1日
道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

携帯電話使用等 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察

運動の重点

- 1 飲酒運転の撲滅
- 2 冬道でのスリップ事故防止及び早めのヘッドライト点灯・ハイビームの積極的活用
- 3 夕暮れ時からの横断歩行者事故の防止

主唱 山形県交通安全対策協議会

第 1 目 的

冬季は積雪や路面凍結、悪天候による視界不良等から道路環境が著しく悪化し、交通事故が多発する時期である。また、飲酒の機会が多くなり、飲酒運転による交通事故の発生が懸念されることから、次の3点を重点として取り組む。

本運動の実施に当たっては、県民一人ひとりに冬道の安全運転と飲酒運転の危険性について周知し、交通安全意識の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故防止の徹底を図る。

第 2 運動の重点及び推進事項

運動の重点	推 進 事 項
1 飲酒運転の撲滅	○ 飲酒運転を絶対に「しない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」意識の徹底を醸成するための広報啓発の推進や業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進 ○ 家庭、職場、地域から飲酒運転者を出さない広報啓発 ○ 飲酒会合等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進 ○ 自転車の飲酒運転罰則強化の広報啓発
2 冬道でのスリップ事故防止及び早めのヘッドライト点灯・ハイビームの積極的活用	○ 冬タイヤへの確実な交換等、冬道装備の徹底 ○ 路面状況に応じた安全運転徹底 ○ 早めのヘッドライト点灯とハイビームの積極的活用 (※ロービームは40m先までしか照射できないがハイビームは100m先まで照射可能) ○ 地吹雪や濃霧等、悪天候や視界不良時の積極的な昼間ライト点灯 ○ 道路の積雪や凍結時は自転車乗車を控えるなど、自転車の安全利用の徹底
3 夕暮れ時からの横断歩行者事故の防止	○ 横断歩道における歩行者優先義務等の運転者の交通ルール遵守の徹底 ○ 横断歩道の利用、車両の直前直後横断の禁止、斜め横断の禁止、信号に従うなどの歩行者の交通ルール遵守の徹底と歩きスマホの危険性の周知 ○ 夕暮れ時における車も自転車も早めのライト点灯の促進（歩行者等に車両の存在を知らせる。） ○ 夕方からの外出時におけるライト、明るい目立つ色の衣服等と反射材用品着用の徹底

第 3 各機関・団体の具体的重点推進事項

実施機関・団体	推 進 事 項
全機関・団体（共通） （県・地区・市町村 交対協を含む。）	○ 反射材用品の普及及び着用の推進 ○ 早めのヘッドライト点灯とハイビームの積極的活用の呼び掛けの徹底 ○ 横断時の意思表示と停止したドライバーに謝意を伝える「交通安全ありがとう運動」の推進 ○ 道路を横断しようとする横断者がいるときは、しっかり停止し、安全に横断させるルール遵守の呼び掛けの徹底 ○ 踏切直前で一時停止による安全確認の徹底 ○ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 ○ 自転車ヘルメットの着用促進と交通ルール遵守の徹底 ○ 交通安全に係る広報活動の実施(チラシ、庁内放送、機関紙、有線放送、防災無線、広報車等) ○ 職場、家庭、地域から飲酒運転者を出さない呼び掛けの徹底 ○ 飲食店、酒販店を含む地域全体での飲酒運転撲滅運動の促進 ○ 凍結等の危険な路面状況では自転車乗車を控えるなど安全な利用の促進 ○ 路面状況の把握と融雪剤の散布（県・市町村）
警 察	○ 飲酒運転、横断歩行者妨害違反、一時不停止違反等交通指導取締りの強化 ○ 自転車の飲酒運転及びながらスマホの禁止の啓発・指導 ○ 道路横断時における交通事故防止対策の推進 ○ 道路管理者と連携した道路情報の提供 ○ 反射材用品の着用促進と歩行者への直接貼付活動の強化
教 育 委 員 会 幼 稚 園、保 育 園 小・中・高 等 学 校 P T A	○ 安全な横断と夕暮れ時以降における歩行者及び自転車の反射材用品着用等の指導 ○ 冬季間における自転車の安全利用と交通ルールの指導 ○ 自転車点検整備の推進と自転車ヘルメット着用及び自転車損害賠償責任保険等への加入の促進 ○ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底及び着用効果の啓発・指導 ○ 冬季間における通学路等の安全点検及び登下校時における街頭指導 ○ 冬季の積雪、路面凍結等における安全な道路横断や歩行の具体的な指導

道 路 管 理 者	○ 冬季の道路状況に応じたパトロールの実施強化 ○ 通学路、事故多発地点での交通安全施設の点検・整備 ○ 適切な除雪による歩行者及び車両の安全・円滑な通行環境の確保
山 形 運 輸 支 局	○ 街頭車両検査等による不正改造車・整備不良車の排除、過積載運行防止の指導 ○ 自動車運送事業者等に対する運行管理の徹底、車両点検整備の促進指導
山 形 労 働 局	○ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」(①交通労働災害防止のための管理体制の確立 ②適正な労働時間等の管理、走行管理 ③教育の実施 ④健康管理 ⑤交通労働災害防止に対する意識の高揚 ⑥荷主、元請による配慮)の周知徹底
交 通 安 全 協 会	○ 自転車安全利用五則の周知徹底、バイク・自転車利用の子どもと高齢者等に対する安全指導の強化 ○ 反射材用品の普及促進及び「冬道の安全運転5則」の啓発活動 ○ 家庭、地域から飲酒運転を出さない広報・啓発の推進 ○ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト及びチャイルドシート着用の街頭指導
安全運転管理者協会	○ 運転前後の運転者に対するアルコール検知器によるアルコールチェックの徹底 ○ 飲酒運転・無免許運転撲滅のための教育・指導の徹底 ○ 安管ドライバー四つの確認行動の遵守 ○ 夕方早めのヘッドライト点灯とハイビーム積極活用の推進
指定自動車教習所協会	○ 教習生に対する「思いやりの心」を基調とする交通安全教育の徹底 ○ 「冬道の安全運転5則」と高齢者の横断歩行中の交通事故防止の啓発指導 ○ 飲酒運転の危険性、悲惨さについての啓発・指導 ○ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシート着用の義務・必要性及び着用効果の啓発・指導
ＪＲ東日本 踏切道事故防止 関係団体	○ 踏切直前での一時停止と安全通行の指導・広報活動の推進 ○ 踏切設備の点検・整備の推進 ○ 踏切における緊急措置（非常ボタンの取扱い、踏切内に閉じ込められた時の脱出方法等）の周知徹底
トラック協会 バス協会 ハイヤー協会 自家用自動車協会 自動車販売店協会	○ 「冬道の安全運転5則」の啓発指導 ○ プロドライバー等による横断歩行者保護規定を遵守した模範運転の実践 ○ 「みんなで声だし安全運転」、「目で確認！大きな声で安全確認！」の励行 ○ 職場から飲酒運転者を出さない呼びかけの徹底 ○ 「早めヘッドライト点灯」運転、「歩行者・自転車注意減速」運転の励行 ○ 過労・過積載運転等防止のための適正な運行管理の徹底 ○ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用推進（来店・乗客等に対する呼び掛け）
二輪車普及安全協会	○ 街頭での安全点検・指導 ○ 初心ライダー及びリターンライダーに対する安全運転の広報啓発
サイクリング協会 自転車軽自動車商 協同組合	○ 自転車利用時の交通ルールの普及及び反射材用品等の活用促進 ○ 自転車点検整備の推進と保険の加入促進、ＴＳマーク貼付（ＴＳマーク（赤）の補償内容－傷害補償：入院15日以上10万円、死亡・重度障害100万円、被害者見舞金：入院15日以上10万円、賠償責任補償：死亡・重度後遺障害1億円）
交通安全母の会	○ 冬道の安全運転や飲酒運転撲滅等を話題とする「交通安全家族会議」開催の推進 ○ 高齢者世帯訪問等による事故防止活動の推進
老人クラブ	○ 夕暮れ時・夜間における「明るい目立つ色の衣服」、「反射材用品」の着用促進運動の推進 ○ 会員から飲酒運転者を出さない呼び掛けの徹底 ○ 歩行中・自転車乗車中の安全な交通行動等の指導の徹底 ○ 道路横断時の左右確認及び横断中の左右確認（二度確認）の励行
旅館、麺類飲食、 料理飲食、鮎商、 社交、喫茶各生活 衛生同業組合、小 売酒販組合連合 会、酒造組合	○ 飲酒運転をするおそれのある者へ酒類提供をしない呼び掛けの徹底 ○ 客等に対する飲酒運転の車への同乗が犯罪であることの広報啓発 ○ 飲酒運転は見逃さない呼び掛けの徹底 ○ 客等に対する飲酒運転防止の提案（ハンドルキーパー、公共交通機関、タクシー、代行車、宿泊施設利用等）の促進



冬道の安全運転5則

- ① スピードは、夏場より10キロ以上減速する。
- ② 車間距離は、路面乾燥時の2倍以上とする。
- ③ 急加速、急ブレーキ、急ハンドル等の急激な操作を避ける。
- ④ 視界不良時は、前方をよく見て早めに徐行する。
- ⑤ 危険がいっぱい。追越しはしない。

第5 実施機関・団体

第5 実施機関・団体

第5 実施機関・団体

[illegible]

お問合せ先 一般財団法人山形県交通安全協会 TEL 023-655-5320